

山県規則第17号) 第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級がA又はBの者として登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札参加申込書を(4)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を(4)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札参加申込書及び応札仕様書等の提出期限

令和4年3月10日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書、入札参加申込書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和4年3月1日から同年3月7日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和4年3月24日 午後1時

(4) 郵便による入札書の提出を行う者は、郵便（書留に限る。）により、令和4年3月23日午後5時15分までに4(1)の機関に必着するよう行わなければならない。

5 開札の日時、場所等

(1) 開札の日時

令和4年3月24日 午後1時

(2) 開札の場所

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、1部あたりの単価により行う。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金

額)とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。
- (4) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

令和4年度前期及び随時技能検定の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和4年度前期及び随時技能検定を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公示する。

令和4年3月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 実施時期、等級の区分及び実施職種

(1) 前期実施

ア 1級及び2級

1級及び2級の検定職種のうち前期（令和4年4月1日から同年9月30日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するもの（（2）のアに掲げるものは除く。）は、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業法及び非鉄金属鑄物鑄造作業法	鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業
金属熱処理	一般熱処理作業法、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業法及び高周波・炎熱処理作業法	一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業
機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法、研削盤加工法及びマシニングセンタ加工法	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業及びマシニングセンタ作業
放電加工	数値制御形彫り放電加工法及びワイヤ放電加工法	数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金施工法及びダクト板金施工法	内外装板金作業及びダクト板金作業
めっき	電気めっき作業法及び溶融亜鉛めっき作業法	電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	なし	なし

仕上げ	治工具仕上げ法、金型仕上げ法及び機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業
ダイカスト	なし	コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	変圧器組立て法及び配電盤・制御盤組立て法	変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業
建設機械整備	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作法	婦人子供注文服製作作業
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業
印刷	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
石材施工	石張り施工法	石張り作業
とび	なし	なし
左官	なし	なし
築炉	なし	なし
ブロック建築	なし	なし
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水施工法、アクリルゴム系塗膜防水施工法、シーリング防水施工法、改質アスファルトシート常温粘着工法防水施工法及びFRP防水施工法	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法、ボード仕上げ施工法及び化粧フィルム施工法	プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業

熱絶縁施工	保温保冷施工法	保温保冷工事作業
サッシ施工	なし	なし
化学分析	なし	なし
表装	壁装施工法	壁装作業
塗装	建築塗装法、金属塗装法 及び噴霧塗装法	建築塗装作業、金属塗装 作業及び噴霧塗装作業
フラワー装飾	なし	なし

イ 3級

3級の検定職種のうち前期に実施するもの（（2）のイに掲げるものは除く。）は、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ表中の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
機械加工	旋盤加工法、フライス盤 加工法及びマシニングセ ンタ加工法	普通旋盤作業、フライス 盤作業及びマシニングセ ンタ作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
建築大工	なし	なし
化学分析	なし	なし
フラワー装飾	なし	なし

ウ 単一等級

単一等級の検定職種のうち前期に実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
路面標示施工	溶融ペイントハンドマー	溶融ペイントハンドマー

	カー施工法及び加熱ペイントマシンマーカー施工法	カー工事作業及び加熱ペイントマシンマーカー工事作業
産業洗浄	高圧洗浄法	高圧洗浄作業

(2) 随時実施

ア 2級

2級の検定職種のうち前期又は後期（令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の期間にかかわらず随時実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工法及びロータリー式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業法及び非鉄金属鋳物鋳造作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造法及びプレス型鍛造法	ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業
機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法及びマシニングセンタ加工法	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金施工法及びダクト板金施工法	内外装板金作業及びダクト板金作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業

アルミニウム陽極酸化処理	なし	なし
仕上げ	治工具仕上げ法、金型仕上げ法及び機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし
ダイカスト	なし	ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法	配電盤・制御盤組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計法及びプリント配線板製造法	プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
ニット製品製造	丸編みニット製造法及び靴下製造法	丸編みニット製造作業及び靴下製造作業
紳士服製造	紳士既製服製造法	紳士既製服製造作業
寝具製作	なし	なし
帆布製品製造	なし	なし
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱製造法及び段ボール箱製造法	印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業及び段ボール箱製造作業
印刷	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法、インフレーション成形法及びブロー	射出成形作業、インフレーション成形作業及びブ

	成形法	ロー成形作業
強化プラスチック成形	積層成形法	手積み積層成形作業
石材施工	石材加工法及び石張り施工法	石材加工作業及び石張り作業
パン製造	なし	なし
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	なし	なし
水産練り製品製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
築炉	なし	なし
タイル張り	なし	なし
配管	建築配管施工法及びプラント配管施工法	建築配管作業及びプラント配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	シーリング防水施工法	シーリング防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工法、カーペット系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法、ボード仕上げ施工法及びカーテン施工法	プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業
熱絶縁施工	保温保冷施工法	保温保冷工事作業
サッシ施工	なし	なし

ウェルポイント施工	なし	なし
表装	壁装施工法	壁装作業
塗装	建築塗装法及び鋼橋塗装法	建築塗装作業及び鋼橋塗装作業
工業包装	なし	なし
備考 この表の左欄に掲げる検定職種の試験については、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「旧規則」という。）第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。		

イ 3級

3級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工法及びロータリー式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業法及び非鉄金属鋳物鋳造作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造法及びプレス型鍛造法	ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業
機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法及びマシニングセンタ加工法	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業

金属プレス加工	なし	なし
鉄工	なし	なし
建築板金	内外装板金施工法及びダクト板金施工法	内外装板金作業及びダクト板金作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	なし	なし
仕上げ	治工具仕上げ法、金型仕上げ法及び機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし
ダイカスト	なし	ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法	配電盤・制御盤組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計法及びプリント配線板製造法	プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
染色	織物・ニット浸染加工法	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	丸編みニット製造法及び靴下製造法	丸編みニット製造作業及び靴下製造作業
婦人子供服製造	なし	なし
紳士服製造	なし	なし
寝具製作	なし	なし
帆布製品製造	なし	なし
家具製作	なし	なし
建具製作	なし	なし

紙器・段ボール箱製造	印刷箱製造法、貼箱製造法及び段ボール箱製造法	印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業
印刷	なし	なし
製本	なし	なし
プラスチック成形	圧縮成形法、射出成形法、インフレーション成形法及びブロー成形法	圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業
強化プラスチック成形	なし	なし
石材施工	石材加工法及び石張り施工法	石材加工作業及び石張り作業
パン製造	なし	なし
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	なし	なし
水産練り製品製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
築炉	なし	なし
タイル張り	なし	なし
配管	建築配管施工法及びプラント配管施工法	建築配管作業及びプラント配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	なし	なし
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ	プラスチック系床仕上げ

	施工法、カーペット系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法、ボード仕上げ施工法及びカーテン施工法	工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業
熱絶縁施工	なし	なし
サッシ施工	なし	なし
ウェルポイント施工	なし	なし
表装	なし	なし
塗装	建築塗装法、金属塗装法、鋼橋塗装法及び噴霧塗装法	建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業
工業包装	なし	なし
備考 この表の左欄に掲げる検定職種の試験については、基礎級又は旧規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。		

ウ 基礎級

基礎級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するのは、さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装とする。なお、これらの試験については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第1項に規定する技能実習生に限り受けることができ

るものとする。

2 試験の方法

実技試験及び学科試験とする。

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 前期実施

実技試験 令和4年6月7日（火）から同年8月14日（日）までの間において指定する日（ただし、同年7月10日（日）に学科試験を実施する職種に限る。）

令和4年6月7日（火）から同年9月11日（日）までの間において指定する日（ただし、同年7月10日（日）に学科試験を実施する職種を除く。）

学科試験 令和4年7月10日（日）、8月21日（日）、同月28日（日）及び9月4日（日）のうち指定する日

イ 随時実施

富山県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に通知する。

(2) 実施場所

富山県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に通知する。

4 受検手続

(1) 前期実施

技能検定受検申請書を令和4年4月4日（月）から同年同月15日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）に富山県職業能力開発協会（富山市安住町7番18号）に提出すること。

(2) 随時実施

技能検定受検申請書を原則として技能検定試験の受検を希望する時期の30日前までに富山県職業能力開発協会に提出すること。

5 その他

詳細については、富山県職業能力開発協会（電話076-432-9887）又は富山県商工労働部労働政策課（電話076-444-4558）に問い合わせること。

